

## 学校教育法施行令の一部を改正する政令案の概要

### 1. 背景

令和7年2月21日付け中央教育審議会答申「我が国の『知の総和』向上の未来像～高等教育システムの再構築～」において、高等教育機関全体の規模の適正化の推進に向け、縮小への支援策として、「一定の条件を満たす場合に一時的に減少させた定員を一部又は全部戻すことを容易にする仕組みの創設等、収容定員の引下げに対する大学等の忌避感の緩和のための仕組みを構築する」ことが示されている。

こうしたことを踏まえ、私立の大学及び高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の収容定員の管理を適切に行うため、収容定員の総数の減少を伴う学則の変更後に行われる当該総数の増加を伴う学則の変更のうち、その増加後の総数が減少前の総数を超えないことその他の要件を満たすものについて、文部科学大臣の認可を要する事項から届出事項に改めることとする。

### 2. 本政令案の概要

- (1) 現行制度においては、私立大学等の収容定員に係る学則の変更については、原則として、文部科学大臣の認可事項（学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第4条第1項及び学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「令」という。）第23条第1項第12号及び第13号）とし、そのうち、当該収容定員の総数の増加を伴わないものについては、文部科学大臣への届出事項（法第4条第2項第3号及び令第23条の2第1項第4号、第5号及び第8号）としている。

今般、私立大学等が収容定員の管理を適切に行うことができるよう、収容定員の総数の増加を伴う学則変更（以下「増加変更」という。）のうち、以下の要件を満たすものを認可事項から届出事項に改めるため、令第23条の2第1項第4号、第5号及び第8号に掲げる学則の変更当該要件を満たす増加変更を加える。

なお、文部科学大臣が定める分野（医師・歯科医師・薬剤師・獣医師・船舶職員の養成）の私立大学の学部等の収容定員に係る学則の変更は、その総数の増加を伴わない場合も含めて、例外なく認可事項であり、本政令案による改正後も同様の取り扱いとする。

- ① 当該収容定員の減少を伴う学則変更（以下「減少変更」という。）後7年以内に行われるものであること
- ② 当該収容定員の増加後の総数は、減少変更前の当該収容定員の総数を超えないものであること
- ③ 減少変更に係る届出と同時に、①及び②の条件を満たす増加変更に関する計画を有する旨を文部科学大臣に届け出ていること

- (2) その他所要の規定の整備を行う。

### 3. 今後のスケジュール

- 閣議日：令和8年1月上旬（予定）
- 施行日：令和8年4月1日